

「令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見募集結果について

令和6年3月25日
茨城県保健医療部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関して、令和6年2月22日（木）から令和6年3月21日（木）まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

（1）募集内容

「令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」に関するご意見

（2）募集期間

令和6年2月22日（木）から令和6年3月21日（木）まで

（3）公表資料

「令和6年度茨城県食品衛生監視指導計画（案）」

（4）公表方法

茨城県ホームページ【生活衛生課食の安全対策室＞意見募集等について】

（5）提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

（6）結果の公表

茨城県ホームページ

【生活衛生課食の安全対策室＞食品の安全に関する県の取組み＞茨城県食品衛生監視指導計画】

（7）ご意見の提出状況

①ご意見の提出数 3件（団体2件、個人1件）

②意見等の数 12件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	
2 監視指導計画 (6) 連携の確保	<p>県庁各部との連携については、「ウ 農林水産部、エ 県民生活環境部、オ 警察本部生活安全部、カ 教育庁等、キ 保健医療部内、ク その他庁内関係部局等」が記載されていますが、今回の県庁内の組織改正（R 6. 2. 22）で、営業戦略部内に加工食品販売チームが新たに設置されており、県のビジネス戦略の目玉に食品分野が明確に位置付けられてきたことから、その他庁内関係部局でくくるのではなく、営業戦略部も連携部局に特記すべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>営業戦略部は、茨城県食の安全・安心連絡会議の委員でもあることから、引き続き、食の安全・安心確保のための連携を図ってまいります。</p> <p>連携部局として特記することに関しましては、来年度以降、営業戦略部と連携内容等について情報交換を行い、検討してまいります。</p>
3 立入検査 別紙1	<p>給食施設がランクⅢからランクⅡになりましたが、「(異物混入により健康被害のあった施設)」とされており、かなり限定された施設が対象になるのではないかと思います。健康被害が出ないようにするためにも、「(異物混入のあった施設)」にすべきではないでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>給食施設における異物混入対策に向けて、今年度、提供食数により給食施設をランク付けを行い、1施設当たりの立入検査による指導内容の充実を図り、食品による危害防止対策に努めることといたしました。ランクⅡに設定されていない給食施設においても、必要に応じて立入検査を行い、食の安心・安全の確立に努めてまいります。</p>
4 食品等の試験検査	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	

<p>5 重点監視指導項目</p> <p>(2) 製造段階、加工段階及び調理段階における充填監視指導事項</p>	<p>学校給食における金属異物項の混入防止のために、給食センター以外の外部機関にて、モニタリング検査を行う必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>給食施設における異物混入対策については、教育庁保健体育課と連携し、関連施設の調査を迅速に対応し、原因の究明と再発防止の徹底を図っているところです。今後とも、他自治体との情報共有などにより、異物混入対策について検討してまいります。</p>
	<p>教育庁保健体育課のホームページに、学校給食に係る異物混入等の事例が掲載されていないので、ホームページに掲載するようにお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>異物混入が起きた際には、速やかに報道機関へ情報提供するとともに、市町村教育委員会等を通じて、給食を実施している学校及び共同調理場に対して、文書により注意喚起を行っておりますことから、ホームページへは掲載しておりません。</p> <p>また、各学校の栄養教諭や給食主任等を対象とした研修会の機会を捉えて、事例をもとに異物混入防止について指導しております。</p> <p>今後とも関係機関と連携し、異物混入の未然防止及び再発防止の徹底に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(保健体育課回答)</p>
<p>6 食品表示の適正化の推進</p> <p>(2) 食品表示法等の周知及び食品適正表示推進委員の養成等</p>	<p>県が進める食品適正表示推進員の養成講座に、より多くの食品事業者が参加することを期待します。</p> <p>合わせて、将来の消費者の中心となっていく若い世代を対象食育教育と合わせて、食品表示についても周知していただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き、食品表示推進員の養成講座の開催について周知を行うとともに、事業者が適切な食品表示ができるよう、食品表示の最新情報を提供するための研修会を、県内各地で開催してまいります。</p> <p>また、SNS等を通じて、消費者の中でも若い世代が、食品表示に関する知識を習得できるような情報提供に努めてまいります。</p>

<p>6 食品表示の適正化の推進</p> <p>(3) 情報に基づく監視指導等</p>	<p>食品表示相談ダイヤルが複数あるため、その地区に適した場所に通報できる環境づくりが重要であると思う。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>食品表示の相談については、表示を行う食品関連事業者の所在地を管轄する保健所が相談窓口となっております。今回のご意見を踏まえまして、当課ホームページ上の「食品表示に関するお問い合わせ先」につきまして、県内保健所の管轄地域のリンクを貼らせていただきましたので、ご参照ください。</p>
<p>7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進</p>	<p>より多くの県民が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるようなリスクコミュニケーションを行ってください。</p> <p>また、公式SNSや各種媒体を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。</p> <p>特に、輸入食品の安全確保の取り組みをわかりやすく取り上げていただくよう要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き、消費者及び事業者を含めた県民の皆様との意見交換会、リスクコミュニケーションの促進を図ってまいります。</p> <p>また、ネットモニターアンケート結果を参考に、輸入食品や県民が不安に感じている内容について、国や各行政機関と連携を図りながら、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<p>7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進</p> <p>(4) 県民への食品衛生に関する情報提供</p>	<p>有毒植物やキノコによる食中毒発生防止のために、将来的にカメラ撮影によるAIなどによる電子認識ができるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ふぐ、きのこ、野草等の専門的な知識を必要とする食材については、採取しないこと、他の人に譲渡や販売しないこと、自家調理を控えること等について周知しているところです。今後とも関係機関と連携し、食中毒予防対策の徹底を図ってまいります。</p>
<p>8 一斉取締り</p>	<p>・特になし</p>	
<p>9 違反を発見した場合の対応</p>	<p>・特になし</p>	
<p>10 食中毒等健康被害発生時の対応</p>	<p>・特になし</p>	

<p>11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導</p> <p>(6) HACCPに沿った衛生管理の適切な運用に向けた支援</p>	<p>近年では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、食品の購入形態や提供方法が多様に変化をしてきています。特に、小規模事業者に対して、HACCPに沿った衛生管理が適正に進められるよう丁寧な指導・支援をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>食品等事業者が食品衛生上の危害要因を正しく認識し、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理を適切に運用できるよう、業種別の講習会の開催等により支援していきます。</p> <p>また、(公社)茨城県食品衛生協会と連携し、事業者向けの講習会を開催するとともに、事業者からの個別の相談に応じるなど、HACCPに取り組む事業者に対する支援事業を引き続き実施します。</p>
--	--	---